

記録訂正により年金額が変更となる方の年金見込額の
試算等について（平成 20 年 5 ～12 月実施分）

平成 21 年 3 月 31 日までの報告による

1. 記録訂正により年金額が変更となる方の年金見込額の試算

- 試算件数 399,588 件
(114,540 件)
- 変更前後の差引年金額総額（年額） 22,499,372,624 円
(7,032,213,619 円)
平均額（年額） 56,306 円
(61,395 円)

2. 記録訂正により年金受給権を得ることとなった方の年金見
込額の試算（別紙参照）

- 試算件数 74 件
(12 件)
- 年金額総額（年額） 43,868,800 円
(5,861,000 円)
平均額（年額） 592,822 円
(488,417 円)

（注）（ ）内は平成 20 年 10～12 月の累計

(別 紙)

記録訂正により年金受給権を得ることとなった方の年金見込額の試算

(平成 20 年 5 ～12 月実施分) 平成 21 年 3 月 31 日までの報告による

○ 性 別	男性	3 9 件、女性	3 5 件
○ 年 齢	平均	7 3 歳	
	最高	9 4 歳	
	最低	6 2 歳	
○ 追加月数	平均	1 2 1 月	
	最高	3 9 3 月	
	最低	3 月	
○ 年金額 (年額)	平均	5 9 2 , 8 2 2 円	
	最高	1 , 8 6 3 , 3 0 0 円	
	最低	5 2 , 8 0 0 円	

※ 社会保険事務所の窓口において本人に交付している年金見込額は、記録訂正により老齢年金の受給権を得た方の試算時点の年金額であること、また、これらの対象者の中には、既に遺族年金や障害年金を受給している方も含まれており、老齢年金との併給調整が行われることなどにより、実際に本人に支払われる年金額とは異なる場合がある。